

# Spc jinjiken news

## 解雇予告手当未払い容疑で書類送検 京都下労働基準監督署（3月26日）

従業員を即日解雇した際に解雇予告の手当を支払わなかったとして、京都下労働基準監督署は3月25日、労働基準法の解雇の予告における違反容疑で京都市の飲食店経営会社と社長（54歳）を京都地検に書類送検した。京都下労働基準監督署によると、同社は資金繰りの悪化で同年5月に事実上の休眠状態にあり、従業員ら約110人への計約1千万円の賃金未払いも生じていた。送検容疑は2012年4月27日と5月10日、経営していた同市の飲食店に勤務する元店長2人を予告せずに即日解雇しながら、平均賃金30日分以上の解雇予告手当についてそれぞれ未払いとの内容で、社長は容疑を認めている。

## 行員9割に不払い残業代2.9億円支給 役員含む3名が書類送検 長時間残業の疑い（3月25日）

熊本労働基準監督署は3月19日、労使協定で定めた労働時間を上回る残業を社員にさせたとして、労働基準法違反の疑いで、肥後銀行と同社取締役や部長ら3人を書類送検した。2012年12月、内部から通報を受けた熊本労働基準監督署が同行に調査を要請。全行員約2300人のパソコンの使用記録を基に労働時間を算出し、2,080人に未申告の残業代があったことが判明した。総額は約2億9000万円にのぼり、未払い分については、すでに全額を支払ったとのこと。発表



によると、同行の労使協定では残業を1日5時間45分まで、1か月45時間までと規定。残業手当は自己申告にて支給されるが、2,080人は規定時間を超えた時間について申告していなかったもよう。取締役らは労基署に対して「人が足りず、サービス残業をさせていた。労働時間管理の厳正化、時間外労働の削減に取り組んでいく」と話している。同労基署は、ほかの社員に限度を上回る残業をさせていたとみて調査を続ける予定。

## 2018年度から精神障害者の雇用を義務化へ（3月22日）

厚生労働省は、2018年4月から企業に精神障害者の雇用を義務付ける方針を決定した。4月にも障害者雇用促進法の改正案を国会に提出する。これにより法定雇用率が上昇するが、当初5年間については障害者雇用の状況や国の支援体制などを考慮して上昇幅を抑えることも検討されている。

## 厚生年金基金は最大で1割存続（3月20日）

厚生労働省は、制度の廃止を検討してきた厚生年金基金について、財政が健全な基金については存続を認めることを決定した。ただし、存続できるのは最大でも1割程度の見込みで、多額の積立不足を抱える基金には解散を促していく方針。今年4月に関連法案を国会に提出の見込み。

### 38%の事業所が36協定届を未提出(3月19日)

東京労働局は5日、平成24年11月の「労働時間適正化キャンペーン」期間中に、管下18労働基準監督署が実施した定期監督等の労働時間適正化に係る事項を重点とする監督指導結果を発表した。

38%の事業場が36協定(時間外・休日労働協定)届未届け

2割近い事業場が月80時間を超える長時間の時間外労働

3割以上の事業場に対し、賃金不払い残業については是正勧告

<http://tokyo-roudoukyoku.jsite.mhlw.go.jp/var/rev0/0083/9082/20133611621.pdf>

### 大学生の就活期間は平均8.9カ月(3月18日)

今春卒業予定の大学生を対象に行われた就職活動調査(ライフネット生命保険)から、学生の平均就活期間が8.9カ月だったことがわかった。企業の採用活動が解禁された2011年12月以前に就活を始めた学生も3割に上り、経団連の方針により採用開始を遅らせたことが、学生の負担を減らすことにつながっていない実態も明らかになった。

### 就職内定率が大卒・高卒ともに上昇(3月15日)

厚生労働省・文部科学省は、今春卒業予定の大学生の就職内定率(2月1日時点)が81.7%(前年同期比1.2ポイント上昇)となり、2年連続で上昇したと発表した。また、1月末時点における高校生の就職内定率も88.3%(同1.9ポイント上昇)となり、3年連続上昇となった。

### 政府が大学生の採用活動時期の繰下げを提言(3月15日)

政府は、企業による大学生の採用活動の解禁時期について、現在の「大学3年生の12月」から4カ月遅らせて「大学4年生の4月」に繰り下げよう、経済界に検討を促す方針を示した。2015年春に卒業予定の学生の就職活動からの適用を目指すとしている。

### 中退共の予定利回りを据置き(3月12日)

厚生労働省は、中小企業退職金共済(中退共)制度について、加入者に約束する予定利回りを据え置く方針を決定した。円高修正や株高の影響により2012年4月から2013年2月末までの運用益が約2,000億円に上ったため、2012年度末時点で積立不足が解消される可能性が高まってきた。

### 協会けんぽへの財政支援を2年延長(3月9日)

政府は、全国健康保険協会(協会けんぽ)への財政支援を2年間延長する健康保険法改正案を閣議決定した。この改正により、現行の保険料率(全国平均で10%)の引上げを行わなくてもよくなる見通し。

### 「仕事をしながら出産」の女性が大幅に増加(3月7日)

厚生労働省が5年ごとに実施している「人口動態職業・産業別統計」の結果を発表し、2010年度に働きながら第1子を出産した女性の割合が34.5%(前回比9.3ポイント上昇)となったことがわかった。同省では、共働き世帯が増加や育児休業制度の定着が進んだことが要因ではないかと分析している。



## 最新情報 平成25年3月分からの協会けんぽの保険料率(据え置きが決定)

中小企業の従業員の方たちを中心とした健康保険を取り仕切る全国健康保険協会(協会けんぽ)は、基本的に、毎年1回、3月分(4月納付分)から適用される保険料率の見直しを行っています。

平成25年3月分から適用される保険料率については、一般保険料率(都道府県単位保険料率)、介護保険料率ともに、同年2月分以前と同率に据え置くこととされました。

### 平成25年3月分(4月納付分)からの協会けんぽの保険料率

#### 1 一般保険料率〔都道府県単位保険料率〕

北海道	10.12%	石川県	10.03%	岡山県	10.06%
青森県	10.00%	福井県	10.02%	広島県	10.03%
岩手県	9.93%	山梨県	9.94%	山口県	10.03%
宮城県	10.01%	長野県	9.85%	徳島県	10.08%
秋田県	10.02%	岐阜県	9.99%	香川県	10.09%
山形県	9.96%	静岡県	9.92%	愛媛県	10.03%
福島県	9.96%	愛知県	9.97%	高知県	10.04%
茨城県	9.93%	三重県	9.94%	福岡県	10.12%
栃木県	9.95%	滋賀県	9.97%	佐賀県	10.16%
群馬県	9.95%	京都府	9.98%	長崎県	10.06%
埼玉県	9.94%	大阪府	10.06%	熊本県	10.07%
千葉県	9.93%	兵庫県	10.00%	大分県	10.08%
東京都	9.97%	奈良県	10.02%	宮崎県	10.01%
神奈川県	9.98%	和歌山県	10.02%	鹿児島県	10.03%
新潟県	9.90%	鳥取県	9.98%	沖縄県	10.03%
富山県	9.93%	島根県	10.00%		

#### 2 介護保険料率 / 40歳以上65歳未満の方は、この分も負担

全国一律	1.55%
------	-------

保険料は、  
標準報酬月額 × 上記の率 になります。

40歳以上65歳未満の介護保険第2号被保険者は  
標準報酬月額 × (上記の率 + 1.55%) になります。

計算して出た保険料の額を労使折半で負担します。

前回紹介した労働保険の保険料率(雇用保険率・労災保険率)と同様に、協会けんぽの保険料率も据え置きとなりました。つまり、社会保険料の変更は、厚生年金の保険料率の上がる「9月分」まではないこととなります。少しホッとさせる情報ですね。

## 新情報！ 平成 25 年 4 月から 9 月までの公的年金の年金額を公表

国民年金や厚生年金などの公的年金の額は、賃金や物価の変動、さらには、度重なる年金制度改革の激変に関する措置を加味して、毎年度改定されることになっています。

所要のルールに基づいて計算した結果、平成 25 年 4 月から 9 月までの年金額については、平成 24 年度の額と同額となる旨が、厚生労働省から公表されました。

### 平成 25 年 4 月から 9 月までの年金額について

本年 1 月 25 日に、総務省から、平成 24 年平均の全国消費者物価指数（生鮮食品を含む総合指数）の対前年比変動率が 0.0% となった旨発表されました。

現在、支給されている年金は、過去、物価下落時に年金額を据え置いた経緯から、特例的に、本来よりも高い金額で支払われています（特例水準）。

この特例水準（現在 2.5%）について、平成 24 年 11 月に成立した法律により、平成 25 年度（10 月）から平成 27 年度までの 3 年間で計画的に解消することとされました。

その結果、今回公表された年金額は、平成 25 年 4 月から 9 月までのものとなっています。

### 解消のスケジュール

平成 25 年 10 月 1.0%、平成 26 年 4 月 1.0%、平成 27 年 4 月 0.5%

#### 〔参考〕今回の年金額の改定の仕組み

特例水準の年金額は、物価が上昇しても据え置く一方、物価が直近の年金額改定の基となる水準を下回った場合に、その分だけ引き下げるというルールになっている。…物価の変動がない場合も据え置き。

一方、法律上本来想定している年金額（本来水準）は、物価や賃金の上昇や下落に応じて増額や減額されるというルールになっている。

物価スライド特例措置により、特例水準の年金額と本来水準の年金額とを比較していずれか高い方が支払われる。平成 25 年 4 月から 9 月までにおいては、特例水準の年金額の方が高いため（その差は 2.5%）、特例水準の年金額が支給される。

#### <平成 25 年度の年金額（月額換算）>

	平成 24 年度	平成 25 年度
国民年金（老齢基礎年金〔満額〕：1 人分）	月額 65,541 円	月額 65,541 円 ±0 円
厚生年金（夫婦 2 人分の老齢基礎年金を含む標準的な年金額*）	月額約 230,940 円	月額約 230,940 円 ±0 円

\* 厚生年金は、夫が平均的収入（平均標準報酬 36.0 万円）で 40 年間就業し、妻がその期間全て専業主婦であった世帯が年金を受け取り始める場合の給付水準。

とりあえず、平成 25 年 4 月からの年金額は、平成 24 年度の年金額に据え置かれます。

しかし、平成 25 年 10 月からは、年金額が 1% 引き下げられることになっています（その後も

2013年4月号

含め計2.5%の引き下げ) この引き下げは現役世代の方々の負担等を考慮して法律によって決定された事項ですが、いざ実施となると、年金受給世代の方々からの反発はあるものと思われます。